

民生

1	社 会 福 祉	65
2	生 活 保 護	67
3	児 童 ・ 母 子 福 祉	69
4	身 体 障 害 者 福 祉	74
5	精 神 薄 弱 者 福 祉	77
6	老 人 福 祉	79
7	同 和 对 策 事 業	87
8	医 療 費 助 成 制 度	91
9	失 業 对 策 事 業	92
10	国 民 健 康 保 險	94
11	国 民 年 金	96
12	戸 籍 ・ 住 民	97
13	住 民 組 織	99
14	住 居 表 示 整 備 事 業 实 施 状 況	100
15	交 通 安 全 对 策	101

1 社 会 福 祉

(1) 民 生 委 員

ア 地区別民生委員数 (定数669人)

(昭54.4.1現在)

地区 性別	東 部	西 部	南 部	北 部	中 部	計
男	132	81	45	54	31	343
女	125	64	14	87	29	319
計	257	145	59	141	60	662

イ 民生委員推せん制度

民生委員推せん準備会

(下部組織)

- 推せん会の下部組織として、小学校の区域ごとに熊本市民生委員推せん準備会をおく
- 準備会は民生委員候補者の下調べを行い、推せん会にその結果を内申する

(準備会委員)

- 準備会は委員9人以内をもって組織する
- 委員は小学校の区域内に住所を有し、市議会議員の選挙権を有するものの内から推せん会委員長が委嘱する校区社協 校区婦人会 校区民生委員 校区自治会 校区PTA 校区保護司 校区老人クラブ 校区未亡人会 校区公民館各代表

民生委員推せん会

各校区より内申された候補者を、民生委員法第8条による委員構成により、民生委員推せん会によって推せんする

ウ 処 遇

民生・児童委員報償金

総務 年額35,000円 委員 年額30,000円 (このほか各委員に33,000円県より支出)

市電(全線バス)、市バス及び各社バス乗車券年額4,000円相当

民生委員協議会運営交付金 年額2,676千円

特別旅費(大会等出席旅費) 年額145千円

民生

(2) 社会福祉団体一覧

(昭54.4.1現在)

名 称	代 表 者	所 在 地	設 置 目 的
法人 熊本市社会福祉協議会	星子 敏雄	南千反畑町10-1	熊本市における社会福祉事業の能率的運営と組織活動を促進し、もって市民の福祉の増進を図る
熊本市母子会	板倉アキノ	新屋敷1-15-7	未亡人母子の相互福祉の対策を考究し、その具体的実践により自立更生に努め生活の安定を図る
熊本市老人クラブ連合会	坂梨 日露	手取本町1-1	老人の福祉増進を図る
熊本市遺族連合会	上土井松蔵	紺屋町2-8-1	遺族の団結、相互扶助、更生慰安を図り平和日本の隆盛に貢献する
熊本市英霊顕彰会	沢田 一精	手取本町8-3福祉会館内	英霊の顕彰と遺族の福祉増進を図る
熊本市傷痍軍人会	川嶋 武正	紺屋今町46	戦傷病者の福利増進を図る
熊本市原爆被爆者の会	内田 幸吉	南千反畑町9-16	被爆者の相互扶助と福利増進を図る
熊本地区保護司会	免出 碩	本荘5-15-12	更生保護事業として、非行犯罪のあった者の更生を助長するため指導監督、補導援護を行って一般社会への復帰を図り、再犯を防止して社会を保護し、もって個人及び公共の福祉を増進するため犯罪予防活動を行うことを目的とする
熊本BBS会	三宅新一郎	本荘5-15-12	奉仕と友愛の精神をもって日常、非行少年のよき友達を志すBBS会員の質の向上と会員相互の連絡を図る
原水爆禁止国民会議熊本県協議会	川村 継義	九品寺1-17-9	あらゆる国の核実験に反対することを目的とする
核兵器禁止平和建設熊本県民会議	沢田 一精	新屋敷2-2-22	人類を滅亡する核兵器の製造中止を図る
熊本県共同募金会 熊本市支会	坂梨 日露	手取本町1-1	共同募金の推進を図る
日本赤十字社熊本県支部熊本市地区	星子 敏雄	手取本町1-1	日赤社資募集運動の推進及び災害救護活動をはじめ赤十字事業の推進を図る
原水爆禁止熊本県協議会	豊原健次郎	九品寺1-17-9	核兵器の全面禁止及び被爆者救援を図る
熊飽肢体不自由児父母の会	大島 重雄	九品寺6-6-40	熊本市地区の肢体不自由児の福祉増進を図る
熊本市精神薄弱者育成会	阿部 次郎	紺屋今町46	熊本市の精神薄弱者(児)の社会人としての育成を図る
熊本市身体障害者福祉協会連合会	鎌田 大造	水前寺1-31-3	組織強化並びに親睦・生活向上自立更生・社会復帰の援助を図る

2 生活保護

(1) 保護状況

区 分 \ 年 度		4 9	5 0	5 1	5 2	5 3
生活扶助	世帯	3,721	3,753	3,711	3,741	3,890
	人員	7,393	7,428	7,353	7,407	7,699
	金額(千円)	1,289,905	1,508,400	1,593,801	1,876,337	2,168,504
住宅扶助	世帯	2,855	2,872	2,873	2,951	3,093
	人員	5,614	5,604	5,655	5,793	6,086
	金額(千円)	160,208	186,200	213,691	257,083	318,146
教育扶助	世帯	778	766	783	781	816
	人員	1,298	1,287	1,309	1,298	1,354
	金額(千円)	39,309	47,258	50,936	54,375	62,020
医療扶助	世帯	4,393	4,395	4,416	4,371	4,519
	人員	5,841	5,962	6,170	5,867	6,746
	金額(千円)	3,071,301	3,414,281	3,783,568	4,300,834	5,154,551
出産扶助	世帯	0	1.3	1.1	0.6	27
	人員	0	1.3	1.1	0.6	27
	金額(千円)	152	410	200	455	1,018
生業扶助	世帯	3.9	8.3	9.3	3.9	108
	人員	3.9	8.3	9.3	3.9	108
	金額(千円)	1,745	1,826	2,239	2,859	2,518
葬祭扶助	世帯	7	12.8	11.8	8.4	136
	人員	7	12.8	11.8	8.4	136
	金額(千円)	3,112	4,870	6,469	9,264	9,667
保護施設事務費(千円)		29,240	38,782	44,125	52,395	56,788
実数	世帯	5,102	5,103	5,020	5,044	5,234
	人員	8,899	8,888	8,791	8,847	9,184
	金額(千円)	4,594,972	5,202,027	5,695,031	6,553,607	7,773,212

(注) 世帯及び人員は月平均、金額は年度総計を示す

(2) 保護率の推移(年度平均)

区 分 \ 年 度		4 9	5 0	5 1	5 2	5 3
市		18.72 ‰	18.23 ‰	17.73 ‰	17.58 ‰	18.00 ‰
県		21.83	20.84	19.40	17.46	18.25

(3) 保護措置状況

年度 区分	4 9	5 0	5 1	5 2	5 3
申 請 件 数	1,283	1,193	998	1,109	1,296
開 始 件 数	1,058	991	866	973	1,086
却 下 件 数	185	160	112	112	170
廃 止 件 数	1,094	1,002	904	853	865

(4) 世帯の労働力類型別被保護世帯

(昭和53年度月平均)

区分	就 業 別		構 成 比
	内 訳	世 帯	
世帯主が世帯労働者	常 用 勤 労 者	195	3.7 %
	日 雇 労 務 者	188	3.6
	内 職 者	71	1.4
	そ の 他 の 就 業 者	143	2.7
世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯		343	6.6
働いている者のいない世帯		4,294	82.0
合 計		5,234	100

(5) 生活保護施設

(昭54.4.1現在)

種 別	施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	許可年月	定 員
救 護	銀 杏 寮	社会福祉法人	渡 辺 源 作	春日5-17-36	昭35.12	60
授 産	友 愛 授 産 場	〃	本 山 一 人	壺川2-1-57	昭28.12	30
医療保護	イエズス聖心病院	〃	マリ・アンネッ ト・ペリユベ	上林町3-56	昭27.4	96

3 児童・母子福祉

(1) 保育所措置状況

年度	公私立別	申請件数	要措置件数	措置件数	措置率(%)	未措置件数
50	公立	1,443	1,414	1,258	88.9	156
	私立	5,320	5,169	4,718	91.2	451
	計	6,763	6,583	5,976	91.1	607
51	公立	1,525	1,466	1,329	90.7	137
	私立	5,823	5,527	5,127	92.8	400
	計	7,348	6,993	6,456	92.3	537
52	公立	1,631	1,621	1,309	80.8	312
	私立	6,878	6,724	5,507	81.9	1,217
	計	8,509	8,345	6,816	81.6	1,529
53	公立	1,681	1,649	1,360	82.4	289
	私立	7,247	7,122	5,988	84.0	1,134
	計	8,928	8,771	7,348	83.7	1,423
54	公立	1,586	1,575	1,363	86.5	212
	私立	7,227	7,207	6,366	88.3	841
	計	8,813	8,782	7,729	88.0	1,053

(2) 階層別保育所措置状況

階層別 区分	A	B	C						D							
			1		2		3		1		2		3		4	
			基準	半額	基準	半額	基準	半額	基準	半額	基準	半額	基準	半額	基準	半額
公立	37	295	79	20	106	27	109	32	35	7	105	16	83	22	107	17
私立	184	1,316	369	129	592	184	501	171	223	68	408	108	378	114	526	129
計	221	1,611	448	149	698	211	610	203	258	75	513	124	461	136	633	146

(昭54. 4.1現在)

D																計
5		6		7		8		9		10		11		12		
基準	半額	基準	半額	基準	半額	基準	半額	基準	半額	基準	半額	基準	半額	基準	半額	
59	6	46	11	25	4	17	2	17	3	15	2	13	2	34	10	1363
259	60	183	44	80	23	76	21	54	11	30	6	23	6	74	16	6366
318	66	229	55	105	27	93	23	71	14	45	8	36	8	108	26	7729

(3) 保育所徴収金基準額

(昭54.4.1現在)

世帯の階層区分			徴収金基準額(月額)		
			3才未満児	3才以上児	
				3才児	4才以上児
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)		0円	0円	
B階層	A階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯		0	0	
C階層	Aを所得除き非課税世帯及び前年度分の所得税除き世帯	1	前年度分の市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯(所得割非課税世帯) (2,720)	5,450 (2,720)	3,700 (1,850)
		2	前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が5,000円未満である世帯 (3,050)	6,100 (3,050)	4,350 (2,170)
		3	前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が5,000円以上である世帯 (3,470)	6,950 (3,470)	5,200 (2,600)
D階層	A 前年分の所得税除き世帯及びB階層を課税世帯	1	前年分の所得税課税額が3,000円未満である世帯 (3,800)	7,600 (3,800)	5,850 (2,920)
		2	前年分の所得税課税額が3,000円以上15,000円未満である世帯 (4,700)	9,400 (4,700)	7,650 (3,820)
		3	15,000円以上30,000円未満 "	10,950 (5,470)	9,200 (4,600)
		4	30,000円以上60,000円未満 "	14,650 (7,320)	12,900 (6,450)
		5	60,000円以上90,000円未満 "	19,550 (9,770)	17,130 (8,560)
		6	90,000円以上120,000円未満 "	24,450 (12,220)	17,130 (8,560)
		7	120,000円以上150,000円未満 "	34,200 (17,100) (2,270)	17,130 (8,560)
		8	150,000円以上180,000円未満 "	38,800 (19,400) (2,730)	17,130 (8,560)
		9	180,000円以上210,000円未満 "	39,360 (19,680) (2,780)	17,130 (8,560)
		10	210,000円以上240,000円未満 "	39,360 (19,680) (2,780)	17,130 (8,560)
		11	240,000円以上270,000円未満 "	39,360 (19,680) (2,780)	17,130 (8,560)
		12	270,000円以上である世帯 (2,780)	39,360 (19,680) (2,780)	17,130 (8,560)

(注)

- ① 徴収金基準額中()内の数値は、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合、その2人目以降の児童に適用される額

ただし、D階層の7、8、9、10、11、12の3才未満児の徴収金基準額欄の数値の適用は、次に規定するところによる

()内上段の数値 3才未満児が2人以上入所している場合、その2人目以降に適用される額

()内下段の数値 3才未満児と3才以上児とが入所している場合、3才未満児に適用される額

- ② 本表の規定にかかわらず、C階層又はD階層の1に属する世帯で、固定資産税の額が4,000円以上であるものの階層は、下表の左欄に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる階層とする

徴収金基準額表の定義における階層及びその固定資産税額による区分	認定する階層
C階層の第1階層に属し、前年度分の固定資産税額が4,000円以上である世帯	C階層の2
C階層の第2階層に属し、前年度分の固定資産税額が6,000円以上である世帯	C階層の3
C階層の第3階層に属し、前年度分の固定資産税額が8,000円以上である世帯	D階層の1
D階層の第1階層に属し、前年度分の固定資産税額が10,000円以上である世帯	D階層の2

(4) 助 成

ア 助成金支出状況 (昭和54年度予算)

熊本市保育所連盟助成金

年額 2,800千円

私立保育所補助金

年額 37,399千円

熊本市保育園協会助成金

900千円

私立保育所保育時間延長業務補助金

1,900千円

私立保育所補助基準(53年度実績)

定 員	3才未満児	3才児	4才以上児
60以下	850円	450円	400円
61~90	760	360	310
91~120	720	320	270
121~150	710	310	260
151以上	700	300	250

イ 保育所建設費補助金

補助金の額は、社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費の国庫補助(負担)基準により算出した額から、当該法人が国、県又はその他の補助機関から交付を受けた補助金等の額を控除した額に、次表に定める補助率を乗じて得た額

補 助 率			
新 築 等		増 改 築	
市長が措置権者である場合	そ の 他	市長が措置権者である場合	そ の 他
4分の1	—	4分の1	—

年額 65,226千円(54年度予算)

ウ 無認可保育所助成 (昭和51年12月1日開始)

助成内容 園児賠償責任保険料、職員研修費

助成状況 19カ所、345,000円(54年度予算)

(5) 児童扶養手当

(昭54.4.1現在)

ア 児童扶養手当受給世帯数

区 分	離婚世帯	死別世帯	未婚母子世帯	疾病者世帯	遺棄世帯	その他の世帯	計
世 帯	1,527	229	307	147	287	8	2,505

(注) 月額 1人 21,500円

イ 特別児童扶養手当受給世帯数

区 分	1級障害児	2級障害児	計
世 帯	356	74	430

(注) 月額 1人……
 1級 24,800円
 2級 16,500円

(6) 施 設

(昭54.4.1現在)

ア 助産・母子寮

種 別	施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	認可年月	定 員
助 産	熊 本 産 院	熊 本 市	星子 敏雄	本山町427	昭25.7	20(床)
母子寮	熊本市立母子寮	“	“	大江6-1-50	“26.8	18(世)
“	友愛会 “	社会福祉法人	佐藤 義昭	壺川2-1-57	“23.10	20(世)

イ 乳児院

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	認可年月	定員
熊本乳児院	社会福祉法人	続 英 喜	本荘2-3-8	昭22.12	30
慈愛園乳児ホーム	"	潮谷 総一郎	神水1-14-1	"25.4	15

ウ 養護施設

琵琶崎聖母愛児園	社会福祉法人	三 浦 糸子	島崎6-1-27	昭23.5	70
慈愛園子供ホーム	"	潮谷 総一郎	渡鹿5-9-12	"23.5	90
菊 水 学 園	"	松 本 孝 治	大江町渡鹿1768	"25.10	80
藤 崎 台 童 園	"	平 野 松 枝	古京町3-5	"24.3	70
竜 山 学 苑	"	上 村 義 洸	龍田町上立田915	"23.10	50

エ 精神薄弱児施設

愛 育 学 園	社会福祉法人	坂 本 次 人	清水町新地720	昭38.12	80
大 江 学 園	"	塘 林 恭 介	大江町渡鹿30	"40.6	90
仁愛ひかり園	"	宍 戸 春 雄	薄場町295-7	"45.11	(通園)30

オ 教護院

白 川 学 園	熊 本 県	小 澄 良 二	清水町打越476	明42.2	60
---------	-------	---------	----------	-------	----

カ 盲ろうあ児施設

熊本ライトハウス	社会福祉法人	山 口 拓 爾	新生2丁目	昭28.7	60
----------	--------	---------	-------	-------	----

キ 婦人保護施設

熊本県婦人寮	熊 本 県	村 上 慧	南町9	昭33.8	30
--------	-------	-------	-----	-------	----

ク 保育所

公 立

施設名	定 員	職 員 数				所在地	施設名	定 員	職 員 数				所在地
		乳児 (再掲)	保育	その他	計				乳児 (再掲)	保育	その他	計	
本荘保育園	130		10	3	13	本荘6丁目	春日保育園	90		7	2	9	横手町
寺原 "	70		5	2	7	坪井5丁目	清水 "	90		7	2	9	清水本町
横手 "	100		9		12	横手町	中島 "	60		5	2	7	沖新町
白山 "	90		6	2	8	白山2丁目	幸田 "	90	3	7	2	9	御幸笹田町
京塚 "	110		5	2	7	健軍町	健軍 "	90	3	7	2	9	健軍2丁目
京町台 "	90	3	6	2	8	池田1丁目	水前寺 "	90		7	2	9	水前寺公園
城東 "	90		5	3	8	水道町	熊本乳児 "	60	5	17	3	20	水道町
池上 "	60		4	2	6	池上町	黒髪乳児 "	60	4	10	4	14	黒髪2丁目
小島 "	70		5	2	7	小島下町	麻生田 "	90	1	6	1	7	清水町
大江 "	60		6	2	8	大江6丁目	計19カ所	1,590	19	134	43	177	

私 立

施 設 名	定 員		職 員 数			所 在 地	施 設 名	定 員		職 員 数			所 在 地
	乳児 (再掲)		保母	その他	計			乳児 (再掲)		保母	その他	計	
白 羊 保 育 園	90		7	3	10	島崎3丁目	託麻小山保育園	90		6	3	9	小山町
黒 髪 幼 愛 園	200	2	15	4	19	黒髪2丁目	供 合 "	114		8	3	11	上南部町
愛 光 幼 児 園	60		5	3	8	新大江2丁目	森 下 "	120		8	3	11	南高江町
城 高 保 育 園	60		7	2	9	城山大塘町	第二桜ヶ丘 "	90	3	9	3	12	世安町
みのり "	60		6	2	8	本荘3丁目	本妙寺 "	90	4	8	2	10	花園4丁目
双 葉 "	90	3	8	4	12	本荘2丁目	帯 山 "	60		6	3	9	健軍町
城 南 幼 愛 園	90	1	7	3	10	春日町	大 光 "	60		5	3	8	画図町
のぞみ 保 育 園	90		6	3	9	若葉2丁目	くすの実 "	120		10	3	13	楠4丁目
友愛会 "	60		6	3	9	壺川2丁目	千 草 "	90	3	7	3	10	萩原町
聖 母 幼 愛 園	120		8	3	11	南町	こずえ "	90	5	9	3	12	八島町
ひかり 幼 児 園	120	2	10	4	14	大江2丁目	光 輪 "	60	3	5	3	8	秋津町沼山津
ひばり 保 育 園	120	7	10	4	14	健軍町	つくし "	45	8	8	2	10	花園5丁目
旭 "	150		11	4	15	近見町	エンゼル "	90	1	7	4	11	健軍町
かっぱ "	90		7	4	11	保田窪本町	城 山 "	60	1	7	2	9	城山上代町
マリア "	90		7	3	10	水前寺4丁目	やまびこ "	45	3	7	2	9	尾ノ上2丁目
報 徳 "	90		7	3	10	池田2丁目	こまどり "	90		7	2	9	長嶺町
小 値 "	90		7	3	10	新南部町	むつみ "	90		7	3	10	楠1丁目
螢 光 "	60		5	4	9	花園6丁目	第二森下 "	90	1	6	3	9	近見町
ひまわり "	60	2	5	3	8	新大江1丁目	さくらぎ "	60		5	3	8	花立3丁目
秋 津 "	90		6	3	9	秋津町沼山津	武蔵ヶ丘 "	90	4	7	3	10	武蔵ヶ丘1丁目
若 葉 幼 愛 園	90		8	3	11	池上町	日 向 "	60	1	5	3	8	戸島町
かおる 保 育 園	90	2	7	4	11	中島町	御幸こばと "	90		7	3	10	御幸笛田町
有 明 "	60		6	2	8	小島下町	田 迎 "	90		6	4	10	田迎町良町
藤崎台 "	60		5	3	8	古京町	さつきヶ丘 "	60		6	3	9	龍田町上立田
城 北 "	120	3	10	4	14	清水町新地	第二エンゼル "	90		7	4	11	健軍町
仁 愛 "	210	5	16	5	21	薄場町	すみれ "	60		5	3	8	池亀町
ぎんなん "	90		8	2	10	京塚本町	やまなみ "	90		7	3	10	戸島町
川 尻 "	90	1	8	3	11	川尻町	松 尾 "	60		6	4	10	松尾町
つぼみ "	90	4	8	3	11	国府本町	第二旭 "	60		5	3	8	近見町
シオン "	60	8	11	4	15	古城町	日の出 "	60		6	3	9	秋津町
くるみ "	90	2	9	3	12	渡鹿6丁目	せきれい "	60		5	2	7	健軍5丁目
仁 愛 乳 児 園	90	15	15	3	18	春日4丁目	こじか "	60	1	5	3	8	南高江町
木の実 保 育 園	90		6	3	9	西原2丁目	清水ヶ丘 "	60	7	7	2	9	清水町
杉の子 "	90		7	2	9	二本木4丁目	第二画図 "	45	6	6	2	8	出水4丁目
天使の園 "	90	11	12	2	14	渡鹿1丁目	仁愛第二 "	90	1	6	3	9	白藤町
きよめ "	60	9	11	4	15	国府2丁目	出仲間 "	60	1	6	3	9	田迎町
はけみや "	60	1	6	4	10	清水町高平	(5月1日開設)						
九品寺 保 育 園	90		8	3	11	九品寺5丁目	なぎさ "	60	2	5	3	8	江津1丁目
画 図 "	60	2	5	3	8	画図町下江津	(5月1日開設)						
二 岡 "	120	2	8	3	11	戸島町	計78カ所	6,593	137	571	239	810	
広 福 "	60		5	4	9	長嶺町	公私計97カ所	8,129	156	705	282	987	

(注) 公立、私立の定員中乳児(0才児)数は実数

ケ 季節保育所

年 度	保 育 期 間	設 置 数	収 容 人 員
5 0	春 期 5月25日～6月23日(30日間)	1	25
	秋 期 10月25日～11月23日(29 ")	1	25
5 1	春 期 5月30日～6月28日(30 ")	1	16
	秋 期 11月4日～12月8日(30 ")	1	21
5 2	春 期 6月27日～7月16日(20 ")	1	17
	秋 期	—	—
5 3	春 期	—	—
	秋 期	—	—

コ 児童館

東部児童館

所 在 地 熊本市錦ヶ丘1番1号(東部市民センター内)

設置主体 熊本市

開設年月日 昭和52年9月1日

構 造 鉄筋2階建

敷地面積 8,000㎡

建物面積 273.23㎡(占用部分)

着 工 昭和51年9月24日

完 工 昭和52年6月20日

建設費 45,000千円

西原公園児童館

所 在 地 熊本市九品寺4丁目24番4号

設置主体 熊本市

開設年月日 昭和53年8月1日

構 造 鉄筋3階建

敷地面積 6,386㎡(西原公園面積)

建物面積 303.39㎡

着 工 昭和53年1月4日

完 工 昭和53年7月11日

建設費 52,585千円

龍田児童館

所 在 地 熊本市龍田町弓削1192番地41(龍田市民センター内)

設置主体 熊本市

開設年月日 昭和54年7月11日

構 造 鉄筋2階建

敷地面積 5,380㎡

建物面積 303.85㎡(占用部分)

着 工 昭和53年9月6日

完 工 昭和54年3月31日

建設費 48,582千円

4 身体障害者福祉

(1) 障害者の実態

(昭和53年度)

障害別	年 齢	18才未満	18才以上	計
視 覚 障 害		30	1,651	1,681
聴覚又は平衡機能障害		115	1,384	1,499
言語機能障害		3	73	76
肢体不自由		288	5,605	5,893
内 部 疾 患		27	445	472
計		463	9,158	9,621

(2) 身体障害者福祉モデル都市

昭和50年5月モデル都市の指定を受け、各界の代表53名を「身体障害者福祉モデル都市推進協議会」の委員に委嘱。

協議会に民間施設、公共施設、広報の三部会を設けて、各身障者団体の意見、要望をもとにして昭和52年度までに46,440千円の事業費をもって次の事業を行った。

道路交通安全施設の整備

歩道の段差除去	総延長3,623m
歩道盲人用カラーブロック、点字誘導帯の設置	〃 3,623m
盲人用音響式信号機の設置	10カ所
聴覚障害者用交通安全標識設置	20本

公共施設の構造設備の改造

市庁舎及び市民会館内に点字カラーブロック、スロープ、自動ドア、専用トイレ、手すりを設置
熊本城、陸上競技場、水辺動物園に身障者専用トイレ4カ所の設置

公共施設に車椅子の配備

市庁舎及び出先機関14カ所に42台を配備

簡易入浴事業

寝たきりの重度身障者のため中央老人福祉センター内に簡易入浴装置を設置し、車椅子を備えた搬送車1台により看護婦付添で送迎

広報活動

聴覚障害者が安心して他所を訪問できるよう「聴覚障害者カード」と「竜の子マーク」をつくり配布
一般市民に対する普及啓もうとしては「市政だより」や各種会合を利用して広報を行うとともに各民間企業、行政機関や団体等に、施設設備の改善、待遇の改善等について協力方を依頼、また小学校低学年ののための福祉副読本の編集を委託

(3) 身体障害者更生援護状況

(昭和53年度)

障 害 別	取 扱 実 人 員	運賃割引証交付			相談・指導及び措置					手帳交付	
		国 鉄		自動車	補 装 具	職生 業活 及指 び導	更 生 医 療	施 設 入 所	そ の 他	申 請	決 定
		単 独 用	介 護 用	単及介 護 び用							
視 覚 障 害	726	203	316	70	34	162	1	10		92	89
聴 覚 障 害	717	261	229	83	77	109		2		65	65
言語機能障害	22	10	3	4	3	3				2	2
肢体不自由	1,840	779	166	151	276	616	10	57		401	399
内 部 疾 患	145					118	36	3		106	104
計	3,450	1,253	714	308	390	1,008	47	72		666	659

(4) 身体障害者家庭奉仕員制度

(昭54.4.1現在)

奉仕員	派遣対象世帯	委託費用	奉仕員報酬1人当月額
8	43	11,887千円	90,500 円

(注) 昭和42年度より熊本市社会福祉協議会に委託実施

(5) 身体障害者相談 (昭和53年度)

相談員 22人(県費12人、市費10人)

相談件数 850件

委託料 月額 1,000円

(6) 心身障害者扶養共済制度 (昭和45年4月1日開始)

目的

心身障害者の保護者が死亡又は廃疾となった後、残された心身障害者に年金を支給し、障害者の生活の安定と保護者のいづく不安を軽減しようとするものである。

心身障害者の範囲

精神薄弱者にあつては、知能指数75以下、身体障害者にあつては、障害の程度が1級から3級までの者及び精神又は身体に永続的な障害を有する者で、前述の者と同程度と認められる者。

加入者

心身障害者の保護者(心身障害者の配偶者、父母、兄弟姉妹、祖父母又はその他の親族で現に心身障害者を扶養しているもの)であつて、原則として45才未満の者とする。

保険料

年齢区分	掛金月額
35才未満の者	1,000 円
35才以上 45才未満の者	1,300
45才以上の者	1,500

給付金

加入者が死亡又は廃疾となったときは、心身障害者を扶養する者(年金管理者)に対し、毎月20,000円の年金を支給する。

加入後1年以上の者で、心身障害者が死亡したときは一時金として20,000円を支給する。

(7) 市民福祉特別手当

(昭54.4.1現在)

手当の種類	支給要件	金額(年額)	人員
重度心身障害児手当	障害等級1級2級・知能指数35以下の20才未満	6,000円	3
中度心身障害児手当	◇ 3級4級 ◇ 50以下の ◇	3,000	4

(注) 障害福祉年金、福祉手当、特別児童扶養手当の受給者、施設入所中のものは除く

(8) 施 設

(昭和53年度)

種 別	施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	認可年月	定 員
肢体不自由者更生施設	熊本県身体障害者リハビリテーションセンター	熊 本 県	古 木 幸夫	長嶺町2255-333	昭 28.9	入所 60 通所 10

5 精神薄弱者福祉

(1) 福祉相談室 (昭5 1.1 0.1 既設の精神薄弱者相談室を改称)

ア 業務の内容

家庭児童の養育指導に関すること

心身障害児(者)の療育、育成に関すること

婦人の生活福祉に関すること

その他の福祉相談に関すること

児童、心身障害児(者)及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的及び精神衛生上の総合的診断、判定を行うこと

イ 職員の配置

室 長	1 人	家庭相談員	2 人
(精神薄弱者福祉司・心理判定員を兼務)		婦人相談員	2 人
事 務 職 員	2 人	老人電話相談員	2 人
技師(看護婦)	1 人		
嘱 託 医	2 人(嘱託料1人月額20,000円)		
福祉訓練指導員	2 人		

ウ 利用状況(昭和53年度)

障害別区分

障害	性別	男	女	計
精神薄弱	軽 度	166	110	276
	中 度	221	149	370
	重 度	217+(13)	137+(7)	349+(20)
	最 重 度	213	156	369
	重症心身障害	12	10	22
言語機能		29	13	42
性格行動問題		54	17	71
精神身体障害		75	38	113
そ の 他		66	37	103
計		1,053+(13)	662+(7)	1,715+(20)

年齢別区分

年齢	性別	男	女	計
0才～5才		315	157	472
6～12		246+(12)	138+(6)	384+(18)
13～15		71+(1)	31	101+(1)
16～20		75	51+(1)	126+(1)
21才以上		346	285	631
計		1,053+(13)	662+(7)	1,715+(20)

(注) ()内数字は書類判定件数

エ 措置指導状況

(昭和53年度)

種別 性別	生活指導	教 育	施 設	職業職親 委 託	医 療	そ の 他	計
男	320	78	146	36	112+(13)	361	1,053+(13)
女	226	42	105	14	69+(7)	206	662+(7)
計	546	120	251	50	181+(20)	567	1,715+(20)

(2) 心身障害児(者)家庭奉仕員

(昭54.4.1現在)

奉 仕 員	派遣対象世帯	委 託 費 用	奉仕員報酬1人当月額
5	23	8,916千円	90,500 円

(注) 昭和46年度より熊本市社会福祉協議会に委託実施

(3) 福祉訓練所

業 務 内 容 精神薄弱者で、直ちに一般雇用関係に入ることが困難な条件を持つ者に対し、二の丸公園地域の美化作業を中心とした、個別指導及びグループ指導、レクリエーション等の集団指導を行い、自立の援助を図る

収 容 人 員 22人

(4) 職 親 制 度 (昭54.4.1現在)

職親登録 19事業所

職親委託数 12人

委託料 1人月額 6,000円

(5) 精神薄弱者相談(昭54.4.1現在)

相談員 15人

相談件数 1ヵ月 44件(平均)

委託料 1人月額 1,100円

(6) 精神薄弱者援護施設入所状況

(昭54.4.1現在)

施設種別	施 設 名	定員(重度)	措置人数
更生施設	もみの木園(熊本市)	60(20)	26
	荅山寮(本渡市)	90(30)	17
	なぎさ寮(牛深市)	60(20)	8
	つつじヶ丘学園(球磨郡)	60(20)	3
	清香園(下益城郡)	40	3
	南海寮(本渡市)	60(20)	9
	すみれ園(鹿本郡)	60(30)	10
	高森寮(阿蘇郡)	50(30)	13
	迎幸学園(泗水町)	30	5
	2明星学園(上益城郡)	30(30)	2
	赤坂園(福岡県)	100	3
	健康荘(福岡県)	60	4
	有明ホム(大牟田市)	60	1
授業施設	太陽の園(福岡県)	60(30)	5
	蓮の実団地(福岡県)	60	1
	雲仙福祉牧場(長崎県)	50	6
	仁愛事業所(熊本市)	30	24(通所)
計		40	8
		収 容 124 通 所 24	

6 老人福祉

(1) 老人数

(昭54.4.1現在推計)

区 分	人 数
65才～69才	14,912
70才以上	28,032
計	42,944

(2) 措置状況

(昭54.4.1現在)

区 分	施設数(県内)	定 員	本市の措置人員
養護老人ホーム	38	2,096	318
特別養護老人ホーム	23	2,112	181
計	61	4,208	499

(3) 老人健康診断実施状況

区分 \ 年度	49	50	51	52	53
対 象 人 員	34,463	35,000	37,564	39,221	42,944
受 診 人 員	4,876	5,043	8,302	9,659	11,368
受 診 率 (%)	14.1	14.6	22.1	24.6	26.5
経 費 (円)	5,415,388	6,567,851	12,012,043	15,453,977	20,686,907

(注) 市医師会と委託契約の上最寄りの医療機関にて診査を実施

(4) 老人家庭奉仕員制度

(昭54.4.1現在)

奉 仕 員	派遣対象世帯	委 託 費 用	奉仕員報酬1人当月額
25人	104	37,147千円	90,500円

(注) 昭和42年度より、熊本市社会福祉協議会に委託実施

(5) 老人クラブ助成状況

ア 老人クラブ活動助成

区 分 \ 年 度	49	50	51	52	53
老人クラブ助成対象数	231	281	308	333	346
会 員 数	14,802	17,775	19,684	21,150	22,040
助成金支出額(円)	9,781,200	13,983,600	14,692,000	15,588,000	16,492,000

助成基準 50人以上が登録し、9カ月を超え、活動したクラブ(年度途中結成のクラブは6カ月以上)

助成金 月額4,700円

イ 老人クラブ結成助成

金額 1クラブ当たり 5,000円

件数 16件(昭和53年度)

(6) 施設

ア 老人福祉センター

中央老人福祉センター

所在地 熊本市南千反畑町10番地7
 経営主体 熊本市(管理運営は市社会福祉協議会に委託)
 開設年月日 昭和50年9月2日
 構造 鉄筋2階建
 敷地面積 541㎡
 建物面積 延496㎡
 建設費 51,435千円
 開館日時 午前9時～午後5時(休館日は毎週月曜日及び祝日)
 使用料 浴室使用料 20円
 定員 200人
 主な設備 機能回復訓練室等

東老人福祉センター

熊本市健軍町4798番地
 熊本市(管理運営は市社会福祉協議会に委託)
 昭和46年4月1日
 木造、瓦葺、平屋建
 330㎡
 延208.7㎡
 8,445千円
 午前9時～午後5時(休館日は毎週火曜日及び祝日)
 浴室使用料 20円
 100人
 集会娛樂室 1、図書室 1
 娛樂室 1、浴室 1

西老人福祉センター

所在地 熊本市小島上町字南4番地
 経営主体 熊本市(管理運営は市社会福祉協議会に委託)
 開設年月日 昭和49年7月10日
 構造 木造、平屋建
 敷地面積 3,400㎡
 建物面積 延252㎡
 建設費 25,875千円
 開館日時 午前9時～午後5時(休館日は毎週木曜日及び祝日)
 使用料 浴室使用料 20円
 定員 100人
 主な設備 集会室1、娛樂室1、談話室1
 図書室1、浴室男女各1
 事務室1、管理人室 2

南老人福祉センター

熊本市八幡町城の後1368番地1
 熊本市(管理運営は市社会福祉協議会に委託)
 昭和49年6月27日
 木造、平屋建
 410㎡
 延264㎡
 24,486千円
 午前9時～午後5時(休館日は毎週金曜日及び祝日)
 浴室使用料 20円
 100人
 集会室1、談話室1、娛樂室1
 図書室1、浴室男女各1
 事務室1、管理人室 2

北老人福祉センター

所在地 熊本市八景水谷1丁目2番6号

経営主体 熊本市（管理運営は市社会福祉協議会に委託）

開設年月日 昭和48年10月22日

構造 鉄筋、平屋建

敷地面積 2,961㎡

建物面積 延296㎡

建設費 24,300千円

開館日時 午前9時～午後5時（休館日は毎週水曜日及び祝日）

使用料 浴室使用料 20円

定員 100人

主な設備 集会室1、娯楽室1、談話室1
図書室1、浴室男女各1
事務室1、管理人室2

利用状況

（昭和53年度）

区分 \ 施設名	中 央	東	西	南	北
利 用 者	21,294	9,718	8,316	12,129	8,380
1日平均利用者	70	33	28	40	28
使用料収入(円)	425,880	194,360	166,320	242,580	167,600

イ 弘済寮

(1) 所在地 熊本市谷尾崎町1546番地

経営主体 熊本市

開設年月 昭和11年4月

種 別 養護老人ホーム

構造 木造、瓦葺、平屋建

敷地面積 10,222㎡

建物面積 延2,048.5㎡

定 員 146人

主な設備 集会所、納骨慰霊塔、炊事室、医務室、静養室、浴室

措置状況

(昭和53年度)

区別 \ 性別	男	女	計
熊本市(市費)	375	582	957
熊本県(県費)	39	12	51
計	414	594	1,008

(2) 移改築工事(昭和53年度、54年度2カ年継続事業)

所在地 熊本市花園町柿原旧射撃場跡地

建物構造 鉄筋、瓦葺、2階建一部平屋建

敷地面積 11,000㎡

建物面積 延3,231.2㎡

定員 120人

主な設備 居室(6帖2人)、談話室、医務室、静養室、浴室、作業室、霊安室、面会室、食堂、
集会所、厨房、冷暖房装置、慰霊塔、ゲートボールコート

建設費 472,470千円

完成予定 昭和54年10月

ウ 老人憩の家

区 分	所 在 地	経営主体	開設年月	構 造	敷地面積	建物面積	建設費	開館日時	使用料	定 員
龍 寿 荘	龍田町上立田 1085-3	熊本市 (地元 運営委 員会に 委託)	48.10	木造平屋	m ² 1,642	m ² 277.2	千円 5,615	午前9時 午後5時	無料	50
楠(団地集会所併設)	楠1丁目	〃	〃	〃	—	42.5	—	〃	〃	30
新地(団地集会所併設)	清水町新地	〃	〃	〃	—	42.5	—	〃	〃	30
城山半田老人憩の家	城山半田町424	〃	49.4	〃	264	613.7	3,652	〃	〃	50
北水前寺集会所	水前寺3-11-27	〃	49.7	木造2階建 プレハブ屋	1,322	496.8	3,426	〃	〃	40
黒髪老人憩の家	黒髪6-26-26	〃	49.10	〃	100	33.88	3,000	〃	〃	30
城北	清水町麻生田1729-1	〃	〃	〃	324	583.2	4,500	〃	〃	30
清水	室園町17-24	〃	50.1	〃	200	583.2	4,500	〃	〃	30
花園	花園5-17-42	〃	50.2	〃	100	38.88	3,000	〃	〃	30
田 迎	田迎町出仲間532	〃	〃	〃	528	38.88	3,000	〃	〃	30
尾ノ上	尾ノ上2-12-22	〃	〃	〃	149	570.8	4,350	〃	〃	50
秋津	秋津町沼山津1387	〃	50.3	木造平屋 プレハブ屋	495	91.79	7,870	〃	〃	50
春日	春日5-8-21	〃	50.6	〃	85	39.29	3,000	〃	〃	30
春竹	萩原町740-1	〃	50.11	〃	362	680.4	4,871	〃	〃	50
出水	出水5-14-6	〃	51.4	〃	125	38.88	3,250	〃	〃	30
油出集会所	長嶺町油出702-58	〃	51.5	〃	125	38.88	3,250	〃	〃	30
大江川づる	大江1-36-1	〃	51.6	〃	125	38.88	3,320	〃	〃	30
黒髪西老人憩の家	黒髪3-2-27	〃	51.12	木造平屋	693	39.74	2,885	〃	〃	30
長 嶺	長嶺町3224	〃	52.8	〃	102	42.0	3,000	〃	〃	30
高平台	津浦町23-47	〃	52.12	〃	157	54.5	4,510	〃	〃	50
日 吉	平田町564	〃	〃	〃	2,970	69.3	5,100	〃	〃	50
桜 木	秋津町沼山津639	〃	53.3	〃	3,205	63.4	5,000	〃	〃	50
池 上	谷尾崎町	〃	53.4	〃	104	49.6	3,750	〃	〃	40
清水北	清水東町9-7	〃	〃	〃	149	75	4,994	〃	〃	55
白 坪	蓮台寺町920	〃	〃	〃	865	86	9,515	〃	〃	60
中 島	中島町1810	〃	〃	〃	100	49.6	3,580	〃	〃	40
城山大塘	城山大塘町	〃	〃	〃	1,980	60	4,850	〃	〃	50
九品寺	九品寺5-4-14	〃	〃	〃	77	49.6	3,950	〃	〃	40
神 水	神水1-28-1	〃	53.10	〃	3,220	49.68	4,050	〃	〃	40
託麻北	上南郷町檜山1186	〃	〃	〃	8,712	49.68	3,740	〃	〃	40
大江東原	大江6-12-1	〃	53.11	木造2階	993	39.60	3,880	〃	〃	30
力 合	荒尾町園田2	〃	〃	木造平屋	433	72.84	5,380	〃	〃	50
武 蔵	武蔵ヶ丘2-53	〃	54.4	〃	9,333	49.68	4,330	〃	〃	40
白 山	白山3-3-1	〃	〃	〃	2,901	49.68	4,250	〃	〃	40
東 町	健軍町山神3278-4	〃	〃	〃	330	72.84	5,224	〃	〃	50
新屋敷	新屋敷3-4-20	〃	〃	〃	4,734	60.63	4,876	〃	〃	50

エ その他の施設

種 別	施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	認可年月	定 員
養 護 老人ホーム	慈愛園老人ホーム	社会福祉法人	杉 村 春 三	神水1-14-1	23. 11	70
〃	聖母老人ホーム	〃	八 巻 ツネ	島崎6- 1-27	21. 11	70
〃	リデル・ライト 記念老人ホーム	〃	秋 山 稯 範	黒髪5-23- 1	26. 5	70
〃	熊本めぐみの園	〃	森 田 法 男	小山町1781	47. 2	70
特 別 養 護 老人ホーム	パウラスホーム	〃	杉 村 春 三	神水1-14- 1	39. 7	56
〃	桜ヶ丘寿徳苑	〃	島 北 蛟 雪	小山町2493	49. 5	88

(7) 老人福祉手当

区 分	支 給 要 件	年 額	人 員 (見込)	54年度予算
寝たきり老人手当	寝たきり状態3カ月以上65才以上70才未満	6,000円	6	36,000円
収容老人特別手当	老人ホームに入所している65才以上70才未満	6,000	14	84,000

(8) 敬老祝金（昭和45年4月1日開始）

目 的 高齢者に対し、敬老祝金を支給し、敬老の意を表するとともに、その福祉の増進に寄与しようとするものである

受給資格 88才以上であって、本市に居住している者

金 額 年額 5,000円

支給人員 800人（昭和53年度）

(9) 老人居室整備資金融資（昭和48年4月1日開始）

目 的 老人と同居する世帯に対し、老人の専用居室を増・改築するために必要な資金を貸し付けることにより、老人と家族との間の好ましい家族関係の維持・増進に寄与しようとするものである

貸付限度額 800,000円

貸付条件 利率 3%

償還 10年以内の元利均等月賦償還

貸付対象者 60才以上の老人と同居する者で市内に居住し、老人の専用室を増・改築しようとする者

54年度予算 貸付金 48,000千円（60件分）

(10) 老人福祉電話相談（昭和48年4月1日開始）

目 的 一人暮らしの老人に福祉電話を貸与することにより、緊急時の連絡と安否の確認及び各種の相談を行い、在宅老人に対し各種サービスを提供する

電話貸与台数 110台（昭和54年3月末現在）

貸付対象者 65才以上の老人で市内に居住し、一人暮らしで近所に介護者のいない者

54年度予算 4,753千円

(11) 移動浴槽車（昭和47年11月開始）

目 的 浴槽を持たない単身で入浴困難な寝たきり老人及び重度の身体障害者等で、常時介護を要する者に対して、定期的に浴槽車を派遣して、無料で適切な入浴の奉仕を行うことにより福祉の増進を図る（熊本市社会福祉協議会へ委託）

車 両 移動浴槽車 1台
搬送車 1台
従事者 運転手 2人
奉仕員 2人
看護婦 1人

派遣件数 1件につき月2回派遣 80件（昭54.4.1現在）

54年度予算 6,291千円

(12) 電車・バス特別回数券交付（昭和50年7月1日開始）

目 的 老人及び心身障害者の福祉増進のため、電車・バス特別回数券を交付する

対象者 70才以上の老人。ただし寝たきり及びそれに近い状態の人を除く
（心身障害者の場合は、障害等級1級～3級の人及び知能指数50以下の人。なお介護を要する場合は介護者を含む）

事業内容 70才以上の老人に敬老優待証及び特別回数券を交付する

電車（市）、バス（市、産交、電鉄、熊本バス）に乗車する際、敬老優待証（心身障害者の場合は手帳）を提示することにより、特別回数券を使用できる

なお、交付する特別回数券は、希望する1社のもので、1,980円相当（心身障害者の場合は1,320円相当）

対象者数 老人 23,300人 身障者 3,400人 精薄者 700人

54年度予算 45,000千円

(13) 一人暮らし老人訪問（昭和50年7月1日開始）

目 的 一人暮らし老人を訪問し、声をかけて、その安否を確認し、あわせて乳酸菌飲料等を配布することによって老人の福祉の増進を図る

対象者 市内に居住する満65才以上の一人暮らし老人で、日常安否の確認をする者がいない者

事業内容 市が委託する乳酸菌飲料等の販売業者の配達人が、一人暮らし老人を訪問し、安否の確認をし、あわせて乳酸菌飲料等を配布する。緊急事態が生じたときは、状況に応じて民生委員、福祉事務所、病院等へ連絡をする

対象者数 1,700人

訪問回数 週隔日3日

54年度予算 6,885千円

(14) 老人農園（昭和51年度開始）

目 的 土に親しみながら老人の生きがいと健康増進をはかるために、市が無償で借り上げた遊休地を1人当たり10～15㎡程度貸与する（熊本市老人クラブ連合会に委託）

対象者 60才以上の老人
農園数 4カ所（1カ所当たり 1,000㎡程度）

54年度予算 850千円

(15) 福祉バス（昭和53年度開始）

目 的 身体障害者の地域の社会活動参加を容易にするため、福祉バス（定員21人で、このうち4人程度は車椅子のまま利用できるもの）を設置して身体障害者の福祉の増進を図る

対 象 者 本市在住の身体障害者手帳所持者

事業内容 市長が適当と認めた更生相談事業、機能回復訓練事業、各種講習会、研修会、スポーツ、レクリエーション、その他身体障害者の福祉の増進を図る事業等に無料で運行する

対象者数 8,961人

54年度予算 1,853千円

(16) ふとん乾燥（昭和53年度開始）

目 的 65才以上の寝たきり老人及び重度で寝たきりの心身障害者（児）の寝具の無料乾燥事業を行うことにより寝たきり老人及び重度で寝たきりの心身障害者（児）の福祉の増進を図る

対 象 者 第1段階として老人家庭奉仕員、身体障害者家庭奉仕員及び心身障害者家庭奉仕員の派遣先及び移動浴槽車の派遣先の該当者を対象に実施し、その結果をみて一般の寝たきり老人及び重度の寝たきりの心身障害者の世帯に対象を広げていく

事業内容 業者に委託し、対象者宅を巡回訪問して実施

対象者数 125人

54年度予算 575千円（委託料4,600円×125人）

7 同 和 対 策 事 業

(1) 概 況

昭和40年8月、内閣総理大臣の諮問機関である同和対策審議会から、同和問題解決のための基本的方策について答申がなされ、これに基づき昭和44年7月「同和対策事業特別措置法」が制定施行された。

この法律では、歴史的、社会的理由によって生活環境等の安定向上が阻害されている地域（同和対策対象地域）の住民の社会的、経済的地位の向上を不当に阻む諸要因を解消することを同和対策事業の目標としている。

本市においても、同和対策審議会の答申の趣旨を十分尊重するとともに、同和対策事業特別措置法の内容の通り、同法施行以来、国及び県の施策に歩調を合わせながら、対象地域の実情及び地域住民の意向を尊重し、逐次同和対策事業をすすめている。

具体的には、昭和47年度から住宅改修資金貸付事業及び街灯設置事業を、また48年度以降は各種の入園・入学支度金及び就職支度金などの給付事業を実施してきた。

さらに50年12月、市民局に同和対策室が設置された。以後関係各部署と緊密な連携のもとに、地域住民の理解と協力を得て同和対策事業の推進につとめている。

ことに、生活環境の改善整備の対策としては、51年度に地区道路の舗装事業、52年度には、公営住宅の建設及び住宅新築資金の貸付事業などに着手し、また、社会福祉の向上及び健康増進の対策としては、50年度に隣保館を建設、51年度から開館し地域住民の生活の改善向上及び同和問題の解決に資するためのコミュニティセンターとして、各種の事業活動を行い多くの住民に活用されている。さらに52年度には、児童館を建設、53年度から開館し児童の健全育成の拠点として活用されている。

なお、これらの対策とあわせて、住民の職業の安定及び教育の充実をはかるための各種の事業も重点的に推進しつつある。

一方同和問題の正しい理解と認識を深めるため、「市政だより」等を通じて広く市民一般に対する啓発活動に取り組んでいる。

今後の課題としては、昭和53年10月の臨時国会において、「同和対策事業特別措置法」の期限が3カ年延長され、またそれに対する附帯決議が3項目に亘りなされていることにかんがみ、各種の事業を引き続き強力に推進するとともに実態の把握に努め、更には人権尊重の精神に徹した教育、啓発活動をより一層積極的に展開して、目標達成のため努力する。

(2) 同和地区の概要

- ア 地区数 1地区
イ 地区面積 11.90ha
ウ 世帯数及び人口構造

区 分	世 帯 数	人口総数	性 別 人 口		年 齢		
			男	女	0 ～ 5	6 ～ 14	15 ～ 19
地 区 全 体	694	1,858	887	971	134	184	147
同 和 関 係	446	1,308	610	698	93	134	106

別 人 口				
20 ～ 34	35 ～ 44	45 ～ 59	60 ～ 64	65 以上
495	287	377	57	177
304	197	288	45	141

エ 混住率 70.4%

オ 生活保護状況

区 分	被保護人員	保 護 率
市 全 体	8,839	18.4 ‰
地 区 全 体	163	87.7
うち同和関係	141	107.8

カ 所得階層分布

区 分	世 帯 数	構 成 比
生活保護被保護世帯	84	12.1 %
住民税非課税世帯	196	28.2
住民税均等割課税世帯	158	22.7
住民税所得割課税世帯	256	37.0

(注) 総理府が実施した昭和50年6月1日現在全国同和地区調査による
(当市は昭和50年8月1日現在調査)

(3) 同和対策事業の概要

項 目	事 業 名	事業開始年度	事業費 昭和54年度	担当 部 局
			千円	
教育をすすめるための施策	適正就学の促進	48	24,721	教育委員会事務局
	クレペリン検査等	〃		
	教職員の研修	〃		
	入園入学支度金(幼稚園及び小、中学校	〃		
	並びに高校、大学)	(大学51)		
	幼稚園保育料	53		
	社会同和教育	48		
	健康増進体力向上	〃		
	青少年教育	51		
	子供勉強会(小学生及び中学生)	〃		
居住環境の整備促進のための施策	奨学金(高校及び大学)	〃	600,556	福祉部 土木部 下水道部 計画部 管理部
	街燈設置	47		
	住宅改修資金の貸付	〃		
	地区道路の舗装	51		
	水洗便所改造	52		
	児童公園整備	〃		
	公営住宅建設	〃		
	住宅新築資金貸付及び宅地取得資金貸付	53		
社会福祉の向上及び健康増進のための施策	隣保館の運営	50	43,233	同和対策室 福祉部 衛生部 福祉部
	保育所入所支度金	〃		
	高齢者厚生給付金	51		
	葬祭援護金	〃		
	心身障害者援護給付金	〃		
	新生児出産祝金	〃		
	そ族昆虫の駆除	〃		
	トラホーム予防特別対策	〃		
	結核、がん検診	〃		
	保健相談	52		
	乳児栄養強化	〃		
	児童館の運営	〃		
	老人身障者日常生活用具給付	53		
職業の安定向上のための施策	自動車運転免許委託料	50	1,758	商工部
	職業訓練校入校支度金	51		
	中学校卒業就職支度金	48		
	高校卒業就職支度金	51		
	中高年齢者就職支度金	52		
	職業訓練受講奨励金	〃		
中小企業の経営をよくするための施策	中小企業安定資金融資利子補給	48	21,097	商工部
	中小企業経営指導	51		
その他総合的な施策	市職員研修	50	7,263	職員部 同和対策室
	同和対策事業の推進と調整	〃		
合 計			698,628	

(4) 隣 保 館

隣保館は、基本的人権尊重の精神及び同和対策審議会の答申の趣旨にかんがみ、同和対策対象地域住民及びその近隣地域住民に対する理解と信頼のもとに、地域住民に対して生活上の各種相談事業をはじめ社会福祉、保健衛生等に関する事業を総合的に行うとともに、国民的課題としての同和問題に対する理解を深めるための活動を行い、もって同和行政の第一線機関として位置づけられるとともに、地域住民の生活の社会的、経済的、文化的な改善向上及び同和問題のすみやかな解決を図るための、コミュニティーセンターとして活動することを目的とする。

所 在 地 熊本市本荘4丁目6番6号

設 置 主 体 熊本市

開 設 年 月 日 昭和51年5月1日

構 造 鉄筋コンクリート2階建(冷暖房設備付)

敷 地 面 積 639.32㎡ 建設総事業費 115,209,505円

建 物 面 積 660㎡ 用地費 29,008,505円

1 階 278㎡ 工事費 80,550,000円

2 階 382㎡ その他
の経費 5,651,000円

規 模

1 階			2 階		
区 分	床面積	収容人員	区 分	床面積	収容人員
生活改善室	44.1㎡	30	集 会 室	181.3㎡	150
教養娯楽室	53.1	30	会 議 室	76.9	50
事 務 室	27.0		学 習 室	20.2	20
相 談 室	23.7		保 健 衛 生 室	19.3	
そ の 他	130.1		そ の 他	84.3	
計	278.0		計	382.0	

隣保館利用状況

事業名		年 度	51(昭51.5.1~52.3.31)	52	53
勉 強 会	小 学 生		2,302 人	2,029 人	2,042 人
	中 学 生		1,014	2,028	1,348
計 (A)			3,316	4,057	3,390
着 付 ・ 組 紐 講 座			638	750	349
生 花 講 座			410	563	657
手 芸			342	213	227
茶 道			114	156	83
民 踊			201	850	526
料 理			78	70	33
レクリエーション			521	682	186
和 裁					166
民 謡					177
吟 詠					47
書道・ペン習字					293
編 物					363
園 芸					78
教 養					98
世 話 人					68
少 年 剣 道					372
計 (B)			2,304	3,284	3,723
福祉・職業・経営相談			27	14	8
保健衛生相談事業			203	184	97
説明会研修会等その他の事業			8,675	8,151	8,873
計 (C)			8,905	8,349	8,978
果 計 (A) + (B) + (C)			14,525	15,690	16,091

8 医療費助成制度

(1) 老人医療（昭和48年1月1日、国により実施）

対象者 本市に居住する70才以上の者
 受給資格者 国民健康保険の被保険者または社会保険の被扶養者で、所得制限以下の者
 所得制限

扶養親族 の 数	本人の限度額	扶養義務者 } の所得 配 偶 者 } 制 限
0 人	900,000 円	5,733,000 円
1 人	1,250,000	5,982,000
1人増すごとに	290,000	213,000

実施状況 件数 334,312件
 経費 2,487,550千円 （昭和53年度）

(2) 寝たきり老人医療費助成（昭和48年4月1日、市により実施、ただし昭和48年10月から国により実施）

対象者 本市に居住する65才以上70才未満の寝たきり老人
 受給資格者 国民健康保険の被保険者または社会保険の被扶養者で、所得制限以下の者（身体障害が1、2、3級以上程度の者）
 所得制限 上記(1)に同じ
 実施状況 件数 } 上記(1)に含む
 経費 }

(3) 重度心身障害児医療費助成（昭和48年4月1日、市により実施）

対象者 20才未満の障害児（身体障害程度が1級、2級の者、知能指数35以下の精神薄弱児）
 受給資格者 本市の住民基本台帳に記録され、現に居住している障害児の養育者
 所得制限 なし
 実施状況 件数 2,662件
 経費 7,700千円 （昭和53年度）

(4) 乳児医療費助成（昭和48年4月1日、市により実施）

対象者 乳 児
 受給資格者 本市の住民基本台帳に記録されている者で、現に居住している乳児の属する世帯の扶養義務者で生計を維持する者
 所得制限 なし
 実施状況 件数 74,030件
 経費 137,473千円 （昭和53年度）

(5) 重度心身障害者医療費助成（昭和53年10月1日実施）

対象者 20才以上65才未満の障害者（身体障害者手帳1級と2級の一部、知能指数20以下の精神薄弱者）
 受給資格者 本市の住民基本台帳に記録され、現に居住している障害者

所得制限 世帯全員の所得の合計で、1人世帯 5,733,000円に1人増すごとに213,000円を加算した額（老人扶養親族があるときは老人1人につき更に60,000円を加算した額）

実施状況 件数 1,501件

経費 13,515千円（昭和53年度） 5ヵ月分

9 失業対策事業

(1) 紹介対象者

ア 紹介対象者数

区分		年度	49	50	51	52	53
適格者数	男		425	415	404	384	371
	女		576	571	561	551	536
	計		1,001	986	965	935	907

イ 対象者の動向

区分 年度	年度当初 適格者数	年 度 末 適格者数	内					訳	
			就 職	自営業	移 管	死 亡	その他	計	
49	1,001	986	0	5	1	10	失格2 転入3	15	
50	986	965	0	14	0	6	1	21	
51	965	935	0	16	0	14	0	30	
52	935	906	0	24	0	6	転入1	29	
53	906	876	0	23	転出1	7	転入1	30	

（注）各年度における人員の年度当初と年度末との差引数と減少人員との差は、移管、転入者等による増員分

ウ 就労者の年齢別人員

（昭54.4.1現在）

性別		年齢	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70以上	計	平均年齢
男	人 員		0	3	15	32	49	54	82	118	353	64.9
	比率%		0	0.3	1.7	3.7	5.6	6.2	9.4	13.4	40.3	
女	人 員		0	1	9	23	82	154	152	102	523	64.1
	比率%		0	0.1	1.0	2.6	9.4	17.6	17.4	11.6	59.7	
計	人 員		0	4	24	55	131	208	234	220	876	64.4
	比率%		0	0.4	2.7	6.3	15.0	23.8	26.8	25.0	100	

(2) 賃金・見舞金

ア 賃 金

（昭54.4.1現在）

甲事業賃金表

賃 金	作業区分	イ	ロ	ハ	摘 要
時 間 給		489	468	417	紹介対象者数 433 人
日 額		2,936	2,810	2,503	留 保 者 数 30 人
該 当 者 数		35	409	19	在 籍 者 数 463 人

（注）○甲事業賃金該当者は高齢または体力等の低い者

○作業区分 「イ」作業管理員の補助作業、汚水、悪臭等による不快感の高い作業及び体力を要する作業

「ロ」イ及びハ以外の作業

「ハ」高齢等のため体力等が著しく低い者の従事する軽易な作業

乙事業賃金表

賃 金	作業区分及び 能率区分		A		B		C	摘 要	
			1	2	1	2			
時 間 給			599	517	470	455	440	紹介対象者	392 人
日 額			4,194	3,620	3,293	3,187	3,081	留 保 者	21 人
該 当 者 数			1	39	262	89	22	在 籍 者 数	413 人

(注) ○乙事業賃金該当者は甲事業賃金該当者以外の者

- 作業区分
 - ⅠA)高度の体力を有する作業(床掘作業等)
 - ⅡB)中程度の体力を有する作業(砂利散布、敷ならし作業等)
 - ⅢC)A、B以外の作業
- 能率区分
 - Ⅰ能率の高い者
 - Ⅱ普通の能率の者

イ 見舞金 (1人当たり)

(単位 円)

区 分		年 度		5 1		5 2		5 3	
				甲	乙	甲	乙	甲	乙
夏 期	国 県 市			20,263	22,192	22572	25,298	24,918	28,547
				10,100	10,100	11,500	11,500	12,900	12,900
				55,007	55,008	67,328	67,322	80,002	80,003
	計			85,370	87,300	101,400	104,120	117,820	121,450
年 末	国 県 市			50,360	55,131	56,071	62,815	61,640	70,617
				19,200	19,200	21,500	21,500	24,300	24,300
				94,000	94,000	107,509	107,505	120,840	120,833
	計			163,560	168,331	185,080	191,820	206,780	215,750

(3) 厚 生

ア 就職等奨励金

失業対策事業就労者の一般常雇用への就労又は自営開業を促進し、就労者の生活安定に寄与することを目的として、昭和39年10月1日より実施している。

贈与金 1人当たり市より80,000円、県より60,000円、国より60,000円、計200,000円

就職等奨励金支給状況

区 分			年 度		49	50	51	52	53
熊 本 市	就 職 者	男女	0	0	0	0	0	0	
		男女	0	0	0	0	0		
	自営開業者	男女	3	7	8	10	11		
		男女	2	7	8	14	12		
	計		5	14	16	24	23		
熊 本 県	就 職 者	男女	0	0	0	0	0		
		男女	0	0	0	0	0		
	自営開業者	男女	3	4	1	6	2		
		男女	1	3	4	1	1		
	計		4	7	5	7	3		
合 計			9	21	21	31	26		

イ 共済会

失業対策事業に就労する労務者で組織する各組合員の互助共済及び福祉増進を図ることを目的として、昭和38年10月1日厚生会が設立された。

補助金 1ヵ月1人当たり 300円

10 国民健康保険（昭和34年7月1日事業開始）

（1）世帯数及び被保険者数

区 分 \ 年 度	49	50	51	52	53
総 世 帯 数	158,307	161,597	164,222	158,783	161,387
被 保 険 者 世 帯 数	53,938	55,210	57,427	59,672	63,294
加 入 率 (%)	34.07	34.15	34.97	37.58	39.22
総 人 口	468,134	476,266	483,307	504,401	510,339
被 保 険 者 数	151,875	153,506	157,657	161,704	167,619
加 入 率 (%)	32.44	32.22	32.62	32.06	32.84

（注）総世帯数及び総人口は各年度3月31日現在

（2）保険料賦課徴収状況

区 分 \ 年 度	49	50	51	52	53
現 調 定 額 (円)	1,441,955,101	2,181,066,470	2,531,462,180	3,104,593,340	4,398,374,330
年 入 済 額 (〃)	1,401,805,780	2,105,146,220	2,438,015,066	2,954,000,979	4,097,400,359
度 収 納 率 (%)	97.21	96.52	96.31	95.15	93.16
過 調 定 額 (円)	81,077,685	86,601,562	132,429,885	187,777,695	275,726,900
年 入 済 額 (〃)	268,665,555	258,055,466	398,610,500	555,942,000	598,425,555
度 収 納 率 (%)	33.14	29.80	30.10	29.61	21.70
計 調 定 額 (円)	1,523,032,786	2,267,668,032	2,663,892,165	3,292,372,595	4,674,101,230
入 入 済 額 (〃)	1,428,672,335	2,130,951,766	2,477,876,116	3,009,595,179	4,157,242,914
収 納 率 (%)	93.80	93.97	93.02	91.41	88.94
賦 課 期 日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日
徴 収 回 数	12	12	12	12	12
保 被 保 険 者 1 人 当 たり (円)	9,466	14,201	15,530	19,199	26,240
險 料 最 高 (〃)	120,000	120,000	150,000	170,000	190,000
料 最 低 (〃)	3,120	7,660	4,840	6,680	10,060
税 均 平 均 (〃)	28,564	39,627	44,334	52,028	70,883
額 所 得 割 (%)	3.64	4.60	4.80	4.90	6.50
保 資 産 割 (〃)	18	廃 止	—	—	—
險 均 等 割 (円)	2,400	5,500	5,800	7,000	9,500
料 率 平 等 割 (〃)	3,500	5,100	5,400	6,400	8,600
賦 所 得 割 (%)	65.82	58.07	62.04	59.00	61.88
課 資 産 割 (〃)	428	廃 止	—	—	—
割 均 等 割 (〃)	19.71	31.50	28.39	30.72	28.43
合 平 等 割 (〃)	10.19	10.43	9.57	10.28	9.69

（注）昭和50年度より料制に移行

(3) 給 付 状 況

区 分 \ 年 度		49	50	51	52	53
給 割 付 合	世 帯 主 (割)	7	7	7	7	7
	家 族 (〃)	7	7	7	7	7
療 諸 養 費	件 数	901082	917898	978976	1030169	1049483
	費 用 (円)	7761566503	9255255839	11688816278	14042743102	17303259497
助 産 費	件 数	2030	1951	1866	1917	1896
	費 用 (円)	39460000 (20,000)	76200000 (40,000)	74640000 (40,000)	92400000 10月止(60,000)	111720000 (60,000)
育 児 費	件 数	1041	460	11	0	0
	費 用 (円)	1,209,600 (200×6ヵ月)	548,000 (200×6ヵ月)	13,200 (200×6ヵ月)	0	0
葬 祭 費	件 数	1044	1224	1090	1187	1268
	費 用 (円)	2,088,000 (2000)	5,547,000 (5000)	5,420,000 (5000)	10,995,000 10月止(10,000)	12,580,000 (10,000)
給 付 費 合 計	件 数	905197	921533	981943	1038273	1052647
	費 用 (円)	7804324103	9337550839	11768889478	14146138102	17427559497
ほきあ施 ゆん うま術	件 数	58887	59222	66781	80466	86386
	費 用 (円)	15,898,740 (270)	20,725,140 (350)	28,048,020 (420)	48,279,600 (600)	63,062,250 (730)

(注) () 内は1件当たり給付額、育児費は昭和50年度より廃止につき昭50.4.1以前の給付権発生分
昭50.10.1 あんま施術 実施

(4) 診 療 費 ・ 諸 率

区 分 \ 年 度		49	50	51	52	53
受 診 率 (%)		58.596	58.782	61.158	62.383	63.448
1 件 当 た り 日 数		4.3	4.2	4.2	4.2	4.3
1 件 当 た り 費 用 額 (円)		8,663	10,196	12,085	13,821	16,503
1 人 当 た り 費 用 額 (〃)		50,764	59,934	73,907	86,219	104,709
1 人 当 た り 受 診 日 数		26	25	26	26	26
1 日 当 た り 費 用 額 (〃)		1,985	2,402	2,877	3,259	3,907
1 世 帯 当 た り 費 用 額 (〃)		142,461	167,248	203,200	233,644	273,379
出 生 率 (%)		1.33	1.27	1.18	1.19	1.13
死 亡 率 (〃)		0.69	0.80	0.69	0.73	0.76

(5) 納 付 組 織

名 称 国民健康保険会

組 織 数 610

加入状況 100%

事 務 費 (保険会長の事務費)

○当該月に係る保険料を当該月の1日から翌月の4日までに完納したとき、保険料領収書1枚につき60円

○当該月に係る保険料を翌月の5日から翌月の10日までに完納したとき、領収書1枚につき30円

11 国 民 年 金（昭和34年8月22日事業開始）

（1）拠出年金被保険者状況

区 分 \ 年 度		49	50	51	52	53
被 保 険 者	強 制 加 入 者	71,657	74,897	74,261	75,658	76,828
	任 意 加 入 者	26,467	28,846	30,571	32,615	35,099
	計	98,124	103,743	104,832	108,273	111,927
保 免 険 除 料 者	法 定 免 除 者	2,890	3,108	3,185	2,145	2,285
	申 請 免 除 者	2,729	2,528	2,232	2,192	2,609
	計	5,619	5,636	5,417	4,337	4,894
免 除 率 (%)		5.7	7.5	7.3	5.7	6.4

（2）拠出制年金受給者及び支給年金額

区 分 \ 年 度	51		52		53	
	受給者	年 金 額	受給者	年 金 額	受給者	年 金 額
老 齢 年 金	11,297	2,171,357,300 ^円	13,188	2,793,971,400 ^円	14,989	3,411,127,000 ^円
通算老齢年金	526	43,089,500	911	74,640,400	1,346	114,104,400
障 害 年 金	394	177,012,000	447	218,982,600	517	270,206,200
母子・準母子年金	363	147,967,200	376	167,265,600	387	183,440,700
遺 児 年 金	21	7,014,000	13	4,404,000	15	5,598,000
募 婦 年 金	93	8,504,900	109	11,195,300	123	14,030,300
計	12,694	2,554,944,900	15,044	3,270,459,300	17,377	3,998,506,600

（3）検認実施状況

区 分 \ 年 度		49	50	51	52	53
検 認 対 象 月 数		910,337	958,960	1,011,231	1,053,265	1,085,455
検 認 実 施 月 数		860,276	909,519	957,839	1,006,333	1,030,779
前 納 月 数		810	577	491	267	248
検 認 率 (%)		94.6	94.9	94.8	95.6	95.0

（4）納 付 組 合（昭54.4.1現在）

納付組合設置数 504組合
 組 合 員 数 72,648人
 組 織 率 90%
 手 数 料 取扱い1ヵ月につき36円

(5) 福祉年金受給該当者状況

区分 \ 年度	49		50		51		52		53	
		%		%		%		%		%
老 齢	19,355	90.5	17,919	88.8	17,164	87.8	16,695	86.9	15,768	85.8
障 害	2,008	9.4	2,232	11.1	2,358	12.1	2,507	13.0	2,597	14.1
母 子	32	0.1	14	0.1	14	0.1	15	0.1	9	0.1
準 母 子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	21,395	100	20,166	100	19,536	100	19,217	100	18,374	100

(6) 福祉年金受給状況

区分 \ 年度	51			52			53		
	全額支給	一部支給	計	全額支給	一部支給	計	全額支給	一部支給	計
老 件 数	15,833	211	16,044	15,236	240	15,476	14,445	257	14,702
齢 金 額 (千円)	2,564,946	13,103	2,578,049	2,742,408	18,374	2,760,782	2,860,110	20,891	2,881,001
障 件 数	2,273	7	2,280	2,401	7	2,408	2,494	11	2,505
害 金 額 (千円)	523,347	783	524,130	608,580	997	609,577	692,912	1,574	694,486
母 件 数	11	1	12	12	1	13	7	1	8
子 金 額 (千円)	2,371	142	2,513	2,856	183	3,039	1,639	215	1,854
計 件 数	18,117	219	18,336	17,649	248	17,897	16,946	269	17,215
計 金 額 (千円)	3,090,664	14,028	3,104,692	3,353,844	19,554	3,373,398	3,554,661	22,680	3,577,341

民生

12 戸 籍 ・ 住 民

(1) 各種人口登録数

(各年度3月31日現在)

区分 \ 年度			52			53		
			本 庁	支 所	計	本 庁	支 所	計
住民登録	人 口	男	170,177	66,205	236,382	170,156	69,291	239,447
		女	184,264	70,676	254,940	183,689	74,021	257,710
		計	354,441	136,881	491,322	353,845	143,312	497,157
	世帯数		127,212	40,741	167,953	127,887	42,768	170,655
外国人登録	人 口		1,132		1,132	1,121		1,121
	世帯数							
配給	人 口	消費	356,792	112,720	469,512	353,845	119,456	473,301
		生産		22,832	22,832		21,230	21,230
		計	356,792	135,552	492,344	353,845	140,686	494,531
	世帯数	消費	127,790	35,474	163,264	127,887	37,081	164,968
		生産		4,689	4,689		5,035	5,035
		計	127,790	40,163	167,953	127,887	42,116	170,003

(2) 各種事務受理件数

区 分		5 2			5 3		
		本 庁	支 所	計	本 庁	支 所	計
戸 籍	出 生	8,524	2,274	10,798	8,197	2,410	10,607
	死 亡	2,853	528	3,381	2,913	482	3,395
	婚 姻	4,993	1,373	6,366	4,993	1,407	6,400
	離 婚	928	207	1,135	933	198	1,131
	転 籍	2,410	602	3,012	2,255	591	2,846
	認 知	112	19	131	116	29	145
	養子縁組	347	81	428	328	76	404
	養子離縁	86	20	106	85	20	105
	入 籍	642	142	784	621	114	735
	分 籍	75	16	91	89	18	107
籍	そ の 他	893	214	1,107	932	273	1,205
	計	21,863	5,476	27,339	21,462	5,618	27,080
住 民 登 録	転 入	17,968	5,318	23,286	17,790	5,288	23,078
	転 出	17,226	4,451	21,677	17,224	4,633	21,857
	転 居	2,042	7,097	27,523	20,366	8,521	28,887
	そ の 他	14,707	3,527	18,234	14,760	8,049	22,809
印 鑑 登 録	計	70,327	20,393	90,720	70,140	26,491	96,631
	新 規	5 2 年 1 0 月 印 鑑 登 録 制 度 の 改 正 に よ り、5 3 年 度 分 の み 掲 載			36,669	17,325	53,994
	廃 止				1,909	819	2,728
	亡 失				857	456	1,313
外 登 国 人 登 録	計				39,435	18,600	58,035
	新 規	101		101	150		150
	変 更 そ の 他	2,121		2,121	1,492		1,492
人 登 録	計	2,222		2,222	1,642		1,642

(3) 各種証明取扱枚数

年 度		本 庁			支 所			計		
		有 料	無 料	計	有 料	無 料	計	有 料	無 料	計
52	戸 籍 関 係	77,165	4,378	81,543	22,720	1,172	23,892	99,885	5,550	105,435
	住 民 票 関 係	195,372	5,385	200,757	75,355	1,148	76,503	270,727	6,533	277,260
	印 鑑 証 明	278,432	405	278,837	109,244	118	109,362	387,676	523	388,199
	転 出 証 明 書	17,292	147	17,439	4,352	3	4,355	21,644	150	21,794
	そ の 他 証 明 関 係	34,262	3,473	37,735	6,967	243	7,210	41,229	3,716	44,945
	埋 火 葬 許 可 証	126	1	127	28	0	28	154	1	155
	計	602,649	13,789	616,438	218,666	2,684	221,350	821,315	16,473	837,788
53	戸 籍 関 係	76,144	4,985	81,129	23,183	1,594	24,777	99,327	6,579	105,906
	住 民 票 関 係	206,733	7,024	213,757	87,591	1,865	89,456	294,324	8,889	303,213
	印 鑑 証 明	279,332	229	279,561	117,789	256	118,045	397,121	485	397,606
	転 出 証 明 書	17,204	135	17,339	4,668	5	4,673	21,872	140	22,012
	そ の 他 証 明 関 係	37,375	2,625	40,000	10,290	84	10,374	47,665	2,709	50,374
	埋 火 葬 許 可 証	82	1	83	9	0	9	91	1	92
計	計	616,870	14,999	631,869	243,530	3,804	247,334	860,400	18,803	879,203

13 住 民 組 織

(1) 町内自治会の結成状況

年	学 校 区	自 治 会(A)	組 数	文 書 配 布 世 帯 数(B)	文書配布世帯数平均 $\frac{(B)}{(A)}$	結成率(%)
50	51	503	11,859	140,000	278	100
51	51	503	12,500	145,000	288	100
52	53	513	13,060	147,000	287	100
53	53	514	13,354	152,052	296	100
54	55	524	13,850	156,018	298	100

(2) 委託事務内容

広報紙（市政だより等）、回覧文書、一般文書（印刷文書）の配布事務

(3) 文書配布委託料 一世帯 月 35円

(4) 補 助 金

○町内自治振興補助金として、町内自治の振興を図り、健全な自治活動に資するための補助金であり、次の基準により交付する

町内自治振興補助金交付基準	金 額
200世帯以下の町内	年 45,000 円
201世帯以上400世帯以下の町内	50,000
401世帯以上800世帯以下の町内	55,000
801世帯以上の町内	60,000

○町内防犯燈補助金として、防犯燈を管理する町内自治会等の地域団体に対して、補助金を交付する

防犯燈数 54年度 約12,800燈

補助基準 1燈につき年額1,400円

14 住居表示整備事業実施状況

(昭54.4.1現在)

種別 区分	整備区域	面積 m ²	対象件数 件	実施期日 昭
1 次	東子飼町 西子飼町 井川淵町 北千反畑町 南千反畑町 南坪井町 草葉町 上林町 城東町 上通町 水道町 手取本町 安政町 中央街 花畑町 下通1丁目～2丁目 新市街 桜町 辛島町 紺屋今町	1,281,000	6,576	40.4.1
2 次	妙休寺町 坪井1丁目～3丁目 本丸千葉城町 二の丸 宮内 古城町 古京町 新町1丁目～4丁目	1,607,760	4,695	40.11.1
3 次	新屋敷1丁目～3丁目 大江1丁目～6丁目	1,621,290	4,745	41.7.1
4 次	新大江1丁目～2丁目 大江2丁目(追加) 大江本町 白山1丁目～3丁目 岡田町 菅原町 九品寺1丁目～6丁目 本荘2丁目～4丁目 南熊本1丁目～3丁目	1,973,800	8,838	42.7.1
5 次	本荘5丁目～6丁目 南熊本4丁目～5丁目 二本木1丁目～5丁目 春日1丁目～2丁目 田崎本町	1,214,000	6,810	43.11.1
6 次	迎町1丁目～2丁目 弥生町 琴平1丁目～2丁目 琴平本町 南熊本5丁目(追加) 内坪井町 壺川1丁目～2丁目 京町1丁目～2丁目 京町本町 上熊本1丁目～2丁目 段山本町 春日3丁目～5丁目	2,333,000	8,147	44.8.1
7 次	水前寺1丁目～6丁目 水前寺公園 神水1丁目 上京塚町 京塚本町 九品寺1丁目(追加) 本荘1丁目	2,524,000	8,980	45.10.1
8 次	坪井4丁目～6丁目 薬園町 子飼本町 室園町 黒髪1丁目～8丁目 上水前寺1丁目～2丁目	2,843,000 (町界町名変更のみ1,648,000)	10,626 (町界町名変更のみ606)	47.4.1
9 次 (前期)	国府1丁目～4丁目 国府本町 出水1丁目～8丁目 江津1丁目～2丁目 八王寺町 萩原町	2,359,000 (町界町名変更のみ2,221,000)	7,657 (町界町名変更のみ1,105)	47.12.1
9 次 (後期)	神水本町 湖東1丁目～3丁目 新生1丁目～2丁目 水源1丁目～2丁目 栄町 南町 広木町 若葉1丁目～6丁目	2,666,000 (町界町名変更のみ1,110,000)	8,888 (町界町名変更のみ0)	48.8.1
10 次	津浦町 出町 稗田町 池田1丁目～4丁目 池亀町 花園1丁目～7丁目 上熊本3丁目 島崎1丁目～7丁目 戸坂町	7,528,000 (町界町名変更のみ6,063,000)	14,872 (町界町名変更のみ93)	49.10.1
11 次	新大江3丁目 神水2丁目 尾ノ上1丁目～2丁目 錦ヶ丘 健軍1丁目、2丁目、4丁目、5丁目 清水本町 清水東町 清水亀井町 八景水谷1丁目～2丁目	3,870,000	10,668	50.10.1
12 次	常山1丁目～5丁目 保田窪1丁目～2丁目	1,210,000	4,703	51.10.1
13 次	渡鹿1丁目～7丁目 大江1丁目(追加)	970,000	4,188	52.10.1
14 次	田崎1丁目～3丁目 八島1丁目～2丁目 健軍本町 健軍3丁目 本荘5丁目(追加)	1,115,000	2,928	53.10.1
15 次	横手町 島崎町大字宮内 高麗門町の各全域	900,000		54.10.1 (予定)

15 交通安全対策

(1) 交通安全対策事業

ア 交通安全教育の普及徹底

安全教育

学校、町内会、各種団体において、講演会、映写会、座談会、実技指導を年間を通して実施している。

交通指導員制度

昭和44年10月1日に発足し、現在委嘱されている交通指導員数は248人で、1日、10日、20日の交通安全の日及び春秋の交通安全運動期間中、朝の通学通園時に街頭指導を行うとともに地域における中核的指導者として交通安全に関する諸活動の指導にあたる。

待遇

- 謝礼金として年間15,000円を支払う
- 装備品の貸与…夏冬服上下・旗・笛・胸章・腕章・手袋・市章ワッペン・雨衣・帯革・ヘルメット
略帽・警笛つり・ネクタイ
- 公務災害の補償を適用する

交通安全運動の推進

春秋の全国交通安全運動にとどまらず、年間を通じて季節的事故防止運動を推進している。

- 交通安全対策車による呼びかけ、市政だより・パンフレットの配布、ポスター・懸垂幕・写真・標語の掲示等による広報活動
- 現地検討会、巡回パトロール、演劇会等交通安全に関する一連の催物
- 安全教育の集中的実施

母の会の結成

母親に一家の交通事故防止の主役的役割をはたしてもらうため、各地域ごとに交通安全母の会の結成をはかる。

結成数

9 グループ

主な活動

- 母親が交通ルールやマナーを身につけるための交通安全学習会を開催
- 家族の交通安全について、母親がリーダーシップをとり、時にふれ注意を促す
- 地域の交通安全活動について率先し、参加協力する

イ 道路環境の整備促進

市民の交通安全施設設置要望の総合窓口となり、要望の早期実現のため、関係機関に積極的に働きかけ市民と関係機関のパイプ役を果たすとともに、現在はスクールゾーン内の交通安全施設の整備に特に力を入れ、関係機関と一体となって取り組んでいる。

ウ 救済活動

交通事故による被災者を救済するため、交通災害共済事業及び交通事故相談所を開設。

エ 交通遺児援助基金の設立

昭和48年度から交通遺児で、小学校、中学校に入学するものに就学援助金を支給するため総額2,483万円の基金を積立てている。

オ 市営花畑駐車場

所在地 熊本市花畑町4番18号
 経営主体 熊本市
 開設年月 昭和47年1月
 総工費 77,000千円
 構造 鉄筋コンクリート、地下1階、地上1階
 総面積 2,568㎡
 収容台数 82台 {地下 41台
 地上 41台
 駐車料金

料金区分		車両区分	普通自動車 小型自動車	軽自動車
普通料金	基本料金 30分未満		100 円	50 円
	超過料金 30分以上30分につき		50	50
特別料金	30 分		25	25

(注) 普通料金……午前8時から午後11時までの間に入庫し、出庫するもの

特別料金……午後5時以降に入庫し、翌日の午前5時から午前8時までの間に
 出庫するもの

営業概要

(昭和53年度)

区分	普通自動車	軽自動車	合計
台数(台)	98,790	12,979	111,769
収入(円)	40,869,500	3,758,850	44,628,350
1台当たり 平均収入(円)	111,971	10,298	122,269

カ 救済事業の拡充強化

交通事故相談 昭和42年7月開設。相談事項に応じた解決法を教示していたが、47年4月新たに
 事故相談所を開設し、専門相談員2名による毎日の相談業務のほか毎週木曜日
 に弁護士を招き法律上の特別相談を行っている。

交通事故相談件数

年	件 数	内 訳		利 用 者		
		被 害 者	加 害 者	市 内	県 内	県 外
49	551	401	150	509	42	0
50	653	500	153	606	47	0
51	1,067	798	269	995	72	0
52	1,094	552	156	1,021	73	0
53	1,147	505	172	1,069	78	0

相談内容別件数

(昭和53年度)

相 談 内 容	賠償責任者	賠償額の算定	過失程度	示談の仕方	示談後の変更取消	債務不履行	自賠保険請求等	労災社会保険使用	訴訟調停の利用	身体障害の更生	生計の維持	福祉施設利用	各種援護措置利用	電話による応接	その他
相談件数	33	116	42	211	5	9	153	29	62	0	1	1	5	470	10

(2) 交通安全施設等設置状況

年 度 工 種	4 9		5 0		5 1		5 2		5 3	
	延長又は カ所	事業費 千円	延長又は カ所	事業費 千円	延長又は カ所	事業費 千円	延長又は カ所	事業費 千円	延長又は カ所	事業費 千円
歩 道	7,1319m	82,703	8,296 m	97,680	4,822 m	69,216	6,748 m	116,572	7,879 m	119,557
横断歩道橋	2カ所	7,148								
道路照明			20基	3,050	6基	811			14基	1,909
防護柵	39,038m	17,276	46,99 m	29,917	7,011 m	50,746	6,953m	53,107	6,919 m	47,915
交差点改良	1カ所	1,775	1カ所	3,100	5カ所	10,245	1カ所	648	1カ所	1,680
視界改良			2カ所	3,228	1カ所	4,350				
区画線	10,7345m	3,224	19,866 m	5,600	31,052 m	10,465	47,343m	10,999	21,388 m	6,513
道路標識			8基	400	10基	5,863				
道路反射鏡	71基	3,700	169基	4,438	149基	3,982	210基	5,525	218基	6,225
視線誘導標							1613本	1,000		
自転車道	5,965m	8,673	573 m	6,308			737m	9,478	1,327 m	56,865
その他	—	14,404	—	2,562			—	6,488	1カ所	4,353
計	—	138,903	—	156,283	—	155,678	—	203,817	—	245,017

(3) 交通災害共済事業

施行年月日 昭和43年4月1日

方式 市直営

共済期間 加入日の翌日から翌年3月31日まで(年度区分)

ア 加入状況

年度	区分	加入者	会費収入
49		70,975	33,201,600 円
50		78,397	36,668,350
51		103,619	48,401,235
52		128,800	59,414,040
53		139,448	64,327,640

(注) 各年度加入者には会費免除者(生存)を含む

イ 会費

(昭45.4.1改正)

共済期間	中学生以下	一般
4月1日から翌年3月31日まで	360 円	500 円
7月1日から翌年3月31日まで	300	420
10月1日から翌年3月31日まで	240	340
1月1日から 3月31日まで	180	260

(注) 生活保護を受けている者の加入は会費免除(共済見舞金は市負担)

小学1年生の会費は市負担(昭和52年4月より実施)

ウ 共済見舞金

(昭52.4.1改正)

等級	傷害の程度	共済見舞金基準額	
		入院	通院
1	死亡した場合	1,000,000円以内	1,000,000円以内
2	全治6ヵ月以上の傷害をうけた場合	150,000 "	100,000 "
3	全治5 "	110,000 "	80,000 "
4	全治4 "	80,000 "	60,000 "
5	全治3 "	60,000 "	40,000 "
6	全治2 "	40,000 "	25,000 "
7	全治1 "	25,000 "	15,000 "
8	全治1ヵ月未満の傷害をうけた場合 (ただし、入院治療、通院治療の併用者については入院見舞金だけを支給する)	15,000 "	10,000 "

(注) 会員以外の者(市内居住)が交通事故により死亡したときは、弔慰見舞金5,000円(市負担)を支払う

エ 給付状況

(昭和53年度)

等 級		件 数	支 給 金 額
1		15	13,850 円
2	入 院	10	1,500
	通 院	14	1,400
3	入 院	9	990
	通 院	13	1,040
4	入 院	25	2,000
	通 院	31	1,860
5	入 院	69	4,140
	通 院	56	2,240
6	入 院	106	4,240
	通 院	92	2,300
7	入 院	140	3,500
	通 院	197	2,948
8	入 院	164	2,452
	通 院	384	3,840
弔 慰 見 舞 金		0	0
計	入 院	538	32,673
	通 院	787	15,627
	計	1,325	48,300

民生

(4) 市内交通事故の推移

区分 年	人 身 事 故		死 者		負 傷 者	
	実 数	指 数	実 数	指 数	実 数	指 数
49	3,182	76	33	65	3,902	76
50	3,349	80	25	49	4,109	80
51	3,175	76	18	35	3,904	76
52	3,075	74	23	45	3,855	75
53	3,069	74	20	39	3,785	74

